

令和9年4月1日採用 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験
大学推薦制度 中学校・高等学校 外国語（英語）教員 要領

1 目的

この要領は、令和9年4月1日採用 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験における大学推薦制度のうち、大学（大学院及び教職大学院を含む）から推薦を受ける中学校・高等学校（英語）教員区分に係る選考について必要な事項を定める。

2 選考の対象となる校種・教科

中学校 外国語（英語）

高等学校 外国語（英語）

3 推薦申込みの対象大学

中学校・高等学校教諭一種（専修）免許状（外国語（英語））の課程認定を受けている大学等

4 推薦の基準

神奈川県公立中学校、高等学校（横浜市立、川崎市立及び相模原市立を除く）の教員を第1希望とし、次の(1)～(5)を全て満たす者

(1) 令和8年度に大学等を卒業（修了）見込みの者

(2) 中学校教諭一種（専修）免許状（外国語（英語））、高等学校教諭一種（専修）免許状（外国語（英語））のうち、受験する校種の免許状所有者又は令和9年3月31日までに当該免許を確実に取得できる見込みの者

(3) 次の基準に該当し、当該大学の学長、学部長又は院長が推薦する者

ア 神奈川県の「めざすべき教職員像」（別紙資料）に照らして、神奈川県公立学校教員としての適性を有し、かつ教員志望の動機が明確である者

イ 学業成績優秀（在学時の成績「優」（80～100点）相当の数が50%以上（小数第1位を切り捨て））の者

ウ TOEIC（IPテストは除く）730点以上、TOEFL-iBT（インターネット版 TOEFL）80点以上又は実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会）準1級以上のいずれか1つのスコアや級を取得していること（申込期限令和7年12月11日までに要件を満たし、かつ有効なものに限る）

(4) 昭和40年4月2日以降に出生した者

(5) 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）に該当しない者

5 推薦人数

特に人数枠を設けない。

6 推薦手続等

(1) 提出書類

ア 送付状（別添様式を参照のこと）

イ 「推薦書」（別添様式を使用のこと）

ウ 成績証明書（学校所定の様式）

エ 4 推薦の基準(3)ウを証明する書類の写し（ただし、TOEIC のスコアを利用する者のうち、公式認定証（紙）を有さない者は、デジタル公式認定証を印刷したもの）

オ 「論文用紙」（別添様式を使用のこと）に記載の論文題に関する 800 字程度の論文
（本人自筆）

カ 「受験申込書」（別添様式を使用のこと）（本人自筆）

キ 「受験者カード」（別添様式を使用のこと）（本人自筆）

ク 本人への受験票等送付のための返信用封筒（角形 2 号）

※ 180 円分の郵便切手を貼付し、本人への送付先を明記すること。

(2) 申込方法

各大学において関係書類を取りまとめ、簡易書留により提出する。

封筒（角形 2 号）の表面に「大学推薦受験申込書在中」と朱書きの上、取りまとめを担当する部課、担当者名及び連絡先を明記する。

(3) 申込期間

令和 7 年 11 月 17 日（月）～令和 7 年 12 月 11 日（木）（必着）

(4) その他

模擬授業のテーマと評価の観点及び個人面接の評価の観点については別紙を参考にすること。

7 第 1 次試験（論文試験を含む）

大学からの推薦書、在学時の成績、4 推薦の基準 (3) ウのスコアや級及び課題論文により選考する。

選考結果は、大学に 1 月下旬までに通知する。令和 8 年 1 月 23 日（金）までに届かない場合は神奈川県教育委員会 教職員人事課 教職員採用グループ（045-210-8190）まで連絡すること。

8 第 2 次試験（論文試験を除く）

試験内容については、模擬授業、個人面接、実技試験とする。

実技試験の内容については別紙を参考にすること。

第 2 次試験の詳細は、第 1 次試験合格者に別途通知する。

9 第 2 次試験の結果発表について

令和 8 年 3 月 18 日（水）に大学宛と本人宛に送付する。ホームページでの公表は行わない。3 月 27 日（金）までに届かない場合は神奈川県教育委員会 教職員人事課 教職員採用グループ（045-210-8190）まで連絡すること。

10 採用

(1) 原則として、大学推薦制度による採用候補者名簿の登載者（第 2 次試験合格者）は、令和 9 年 4 月 1 日付けで、神奈川県内公立中学校・高等学校（横浜市立、川崎市立及び相模原市立を除く）での採用とする。大学院進学等による採用期日の延期については、令和 8 年度実施 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験（夏期試験）実施要項（令和 8 年 4 月公開予定）を参照すること。

(2) 日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として採用する。

11 その他

不合格になった者でも令和 8 年度実施 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験（夏期試験）に申し込むことができる。その際には、他の受験者と同様、申込手続が必要となる。

令和 9 年 4 月 1 日採用 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験
（大学推薦制度 中学校・高等学校 外国語（英語）教員区分）について

この試験について、次のとおりお知らせいたします。

1 募集校種・教科

校種	教科
中学校	外国語（英語）
高等学校	外国語（英語）

2 主な日程について（予定）

- （1）要領送付 令和 7 年 9 月下旬
- （2）申込期間 令和 7 年 11 月 17 日（月）～令和 7 年 12 月 11 日（木）（必着）
- （3）第 1 次試験の結果送付日 令和 8 年 1 月中旬
- （4）第 2 次試験実施日 令和 8 年 2 月中旬
※模擬授業、個人面接で 1 日。実技試験で 1 日の計 2 日間で実施します。
- （5）合否結果通知送付日 令和 8 年 3 月 18 日（水）発送

3 模擬授業について

- （1）テーマについて

中学校	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、生徒一人ひとりの確かな学力の育成をめざした授業
高等学校	「言語活動の充実」の視点に立ち、課題を発見・解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成できるよう工夫された授業

内容及び留意点は次のとおりです。

- 受験する校種・教科の授業を行ってください。
- 授業は研修室を教室と見立てて行います。机や椅子の移動、着替え、照明の消灯などはありません。また、会場の電源は使用できません。なお、危険物（火気、劇薬、刃物等）の持込は禁止します。通信機能も使用禁止です。
- テーマに沿った 1 単位時間の授業計画を立て、指導案（注意参照）を作成し、導入から展開にかけての最初の 10 分間（準備、片付けを含む）を模擬授業として行います。
- 同じグループの受験者が生徒役になります。授業者から発問し、生徒役が答えてもかまいません。ただし、生徒役の受験者から質問をしたり、意見を言ったりすることはできません。また、生徒役に物を食べさせることはできません。

（注意） 指導案作成等の詳細は、第 1 次試験合格者に郵送でお知らせしますが、A4 サイズの紙両面 1 枚にまとめてください。表面に英語の指導案、裏面に日本語の指導案を作成し、1 枚にまとめてください。

(2) 模擬授業の評価の観点について

模擬授業は、次の観点で評価し、総合的に評価します。

○指導力・表現力

- ・板書・指示は的確か
- ・教材作成に創意工夫はあるか
- ・柔軟な対応ができているか
- ・子どもの意欲を引き出す構成か

○姿勢・態度

- ・活気や熱意があるか
- ・生徒と向き合っているか
- ・安心感があるか
- ・誠実に取り組んでいるか

4 個人面接の評価の観点について

個人面接は次の観点で評価し、総合的に評価します。

○姿勢・態度

- ・社会人としてのマナーを身につけているか
- ・落ちついていてるか
- ・まじめに対応しているか
- ・礼儀正しいか
- ・明朗快活か

○判断力・表現力

- ・質問を正しく理解しているか
- ・考えていることを十分に述べているか
- ・話はわかりやすいか
- ・音声は明瞭か
- ・用語は適切か

○堅実性・信頼感

- ・高い倫理観があるか
- ・計画性があるか
- ・公平・公正であるか
- ・肯定的に物事を捉えられているか
- ・情緒は安定しているか

○協調性・社会性

- ・リーダーシップがあるか
- ・仲間と協力して活動できるか
- ・保護者・地域の方と協力して活動できるか
- ・組織の一員として行動できるか
- ・他者を共感的に理解できるか

○専門性・多様性

- ・教育に対する情熱があるか
- ・自ら学ぶ姿勢があるか
- ・得意分野の向上と活用について考えているか
- ・豊富で多様な経験を教職に生かせるか
- ・決断力・主体性があるか

○適応性・使命感

- ・豊富な生活体験があるか
- ・子どもへの教育的愛情があるか
- ・粘り強く指導することができるか
- ・職務についての自覚があるか
- ・人権に対する認識を持っているか

5 実技試験について

実施日は、令和8年2月14日(土)を予定しています。日程及び会場等の詳細は、第1次試験の合格者に通知します。

校種・教科	実 技 試 験 の 内 容
中学校・高等学校 (外国語(英語)) 2月14日(土)	英語コミュニケーション能力試験(英語教育や英語教授法等についての意欲、知識、技能を含む)

※ 面接試験等を欠席、途中棄権した者は、実技試験を受けることはできません。

(注意) 電話等による問合せには一切お答えできません。